

## 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」 延長にかかわる要望

R2. 12. 22 全国原子力発電所立地市町村議会議長会

日頃、全国原子力発電所立地市町村議会議長会にご理解、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」は、平成11年9月のJCO臨界事故発生を契機に、平成12年12月に議員立法で制定され、平成22年12月に10年の延長を経て、明年、3月末までの時限措置法と承知しています。福島第一原発事故後の原子力発電所の防災対策の充実・強化、立地地域の新たな振興策等、立地地域を取り巻く課題は山積しております。本措置法の再延長を強く要望いたします。

今、柏崎刈羽原子力発電所は、7号機の再稼働に向けて作業が進められていますが、全国の原子力発電所はそれぞれ、再稼働に向け安全審査が進められている。再稼働したが停止をしている。廃炉が決定している。廃炉作業が進められている等々、立地地域の置かれている立場や状況は様々であります。

立地地域の先人は、住民理解のもと、国策である原子力政策に協力し、国の発展に貢献し、地域経済の発展、住民福祉の向上を願って原子力発電所の誘致を決定してきました。

これまでも本特措法の支援策などにより、防災対策や防災基盤等の整備を行ってきておりますが、避難道路等の防災インフラのさらなる整備が必要なことから特措法の延長を求めるところです。

近年は人口減少社会における若者流出、人口減少が顕著になっております。立地地域が将来にわたって持続可能な発展ができるよう新たな地域振興、新たな産業や雇用の創出が求められています。

少子高齢・人口減少社会への対応や新たなAIやRPA、自動運転など新たな先端事業や事業者に対する事業などは、振興計画に基づかなくとも対象にしていただきたいと考えます。そういった観点から以下の要望をいたします。

一、特定事業への国の補助率の引き上げ。

一、実効性ある防災対策・避難対策の充実・強化に対する補助の拡大・拡充。

実効性ある防災対策・避難対策は、原子力発電所の安全対策と表裏一体だと考えます。補助の拡大拡充を求めます。その際には、真に実効性・具体性のある避難計画の策定や防災対策へ議論の方向付けでの補助の拡充・拡大を要望いたします。

一、特別措置法による特定事業の拡大。

一、原子力・放射線教育等ソフト事業等の特定事業への組み入れ。

福島第一原子力発電所事故で、放射線に対しては多くの国民が不安に思っており、否定的なイメージを持っています。これは、放射線の性質や利用に関して十分な知識がなく、理解されていないことが要因であります。国民理解・住民理解を深めるためにも原子力や放射線教育事業推進に対する事業補助・助成を要望いたします。併せて、教育現場における支援やソフト事業も特定事業へ組み入れていただきたい。

一、不均一課税に伴う対象業種の拡大。

具体的事業及び業種

- ① AI、RPA の研究・導入などの先端産業。
- ② スマートシティ構想や次世代エネルギー関連事業及び新電力関係事業。
- ③ 公共交通確保事業及び自動運転導入事業や実証実験事業等。
- ④ 地域における ICT のインフラ整備事業やソフト事業。

以上特措法の再延長に伴っての意見、要望とさせていただきます。よろしく願いいたします。